

議案第109号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

備前市国民健康保険条例(平成17年備前市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「50万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出産した者に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前に出産した者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 3 施行日前に行う行為及び施行日以後に行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における被保険者証の返還に対する第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第109号参考資料
備前市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u> 2 (略) (過料) 第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は<u>虚偽</u> の届出をした場合 _____ は10万円以下 の過料を科する。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u> を支給する。 _____ _____ _____ 2 (略) (過料) 第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、若しくは<u>虚偽</u>の届出をした場合又は<u>同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は10万円以下</u>の過料を科する。